三　土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
四　施設技術に関すること。
第八十条を第九十条とする。
第七十九条中「二課」を「三課」に、「情報通信・研究課」を「情報通信・研究課施設課」に改め、同条を第八十九条とし、第七十八条を第八十八条とする。
第七十七条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十三条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第八十七条とし、第七十六条を第八十六条とし、第七十条から第七十五条までを十条ずつ繰り下げる。
第六十九条第五号中「、警務管理官及び開発官」を「及び警務管理官」に改め、同条を第七十九条とし、第六十八条を第七十八条とする。
第六十七条中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第七十七条とする。
第六十六条中「この款」を「この目」に改め、同条を第七十六条とする。
第六十五条中「この款」を「この目」に改め、同条を第七十五条とする。
第六十四条を第七十四条とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目　陸上幕僚監部

第六十三条を第七十三条とし、第六十二条を第七十二条とし、第六十一条を第七十一条とし、第六十条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参事官）

第七十条　幕僚監部に、参事官一人を置く。
2　参事官は、事務官をもつて充てる。
3　参事官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。
第五十九条第二号中「第五十三条の二第二号」を「第六十二条第二号」に改め、同条を第六十八条とし、第五十八条を第六十七条とし、第五十四条から第五十七条までを九条ずつ繰り下げ、第五十三条の二を第六十二条とし、第五十一条から第五十三条までを八条ずつ繰り下げ、第五十条を削る。
第四十九条第四号中「及び幕僚副長」を「、幕僚副長及び総括官」に改め、同条第五号中「各部」の下に「、参事官」を加え、同条第十一号中「連絡調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第二十号を第二十六号とし、第十九号を削り、第十八号を第二十五号とし、同条第十七号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二十四号とし、同条中第十六号を第二十三号とし、第十五号を第二十二号とし、第十四号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。
二十　幕僚監部の職員の災害補償に関すること。
二十一　幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。
第四十九条中第十三号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
十八　捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。
第四十九条中第十二号を第十六号とし、第十一号の次に次の四号を加える。
十二　行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。
十三　前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
十四　幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
十五　幕僚監部の職員の表彰に関すること。
第四十九条を第五十八条とし、第四十八条を削り、第四十七条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総務部の分課）

第五十七条　総務部に、総務課を置く。
第四十六条中「この款」を「この目」に改め、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総括官）

第五十五条　幕僚監部に、総括官一人を置く。
2　総括官は、事務官をもつて充てる。
3　総括官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、並びに幕僚監部の所掌事務に関する重要事項の調整に関する事務を総括整理する。
第四十五条中「この款」を「この目」に改め、同条を第五十三条とする。
第四十四条第一項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第五項中「第四条第三十二号」を「第四条第三十三号」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の節名、款名及び目名を付する。

第五節　特別の機関

第一款　幕僚監部

第一目　統合幕僚監部

第四十三条から第四十三条の三までを削り、第四十二条の十二を第五十条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　審議会等

（防衛人事審議会）

第五十一条　法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、防衛人事審議会を置く。
2　防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
二　自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べること。
3　前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）の定めるところによる。

第四節　施設等機関

第四十二条の十一を第四十九条とし、第四十二条の十を第四十八条とする。
第四十二条の九中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条を第四十七条とする。
第四十二条の八第一号及び第二号中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条を第四十六条とする。
第四十二条の七を第四十五条とし、第四十二条の六を第四十四条とし、第四十二条の五を第四十三条とする。